

中小企業・小規模事業者の皆様へ

日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症特別貸付 実質、無利子・無担保融資が創設されました

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化

新型コロナウイルス感染症特別貸付

令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致した場合は遡及適用が可能です。

新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、融資枠別枠の制度を創設。信用力や担保によらず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来たし、次のいずれかに該当する方

- ① 最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ② 業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高
 - b 令和元年12月の売上高
 - c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 【担保】無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内（うち据置5年以内）

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6000万円

【金利】当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降 基準金利
中小事業 1.11%→0.21%、国民事業 1.36%→0.46%

特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により貸付を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きいフリーランスを含む個人事業主、また売上高が急減した事業者などに対し、利子補給を行うことで、資金繰り支援を実施。

【適用対象】

「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ① 個人事業主（フリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ② 小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③ 中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

- ・期間：借入後当初3年間
- ・補給対象上限：中小事業1億円、国民事業3000万円

【問合せ先】 三木商工会議所 中小企業相談所

※新型コロナウイルス影響対策相談窓口を設置しております。ご活用ください！

電話：82-3190

メール：info@mikicci.or.jp

〔連携先〕三木市・三木市中小企業サポートセンター